

	内容	割合 (増差税額に対する)	不適用・割合の軽減
過少申告加算金	期限内申告について、 修正申告・更正があった 場合	10%	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由がある場合 ⇒ 不適用 ・更正を予知しない修正申告の場合 ⇒ 不適用
		〔期限内申告税額と50万円のい ずれが多い金額を超える部分〕 15%	
不申告加算金	①期限後申告・決定が あった場合	15%	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由がある場合 ⇒ 不適用 ・期限後1ヶ月以内にされた一定の期限後申告の場合 ⇒ 不適用 ・更正・決定を予知しない修正申告・期限後申告の場合 ⇒ 5%
	②期限後申告・決定に ついて、修正申告・更正 があった場合	〔50万円超の部分〕 20%	
重加算金	仮装・隠蔽があった場合	〔期限内に申告をしている場合〕 35%〔注〕	
		〔申告しなかった場合又は期限 後に申告した場合〕 40%〔注〕	

(注) 過去5年以内に、不申告加算金(更正・決定予知によるものに限る。)又は重加算金を課されたことがあるときは、10%加算 【平成28年度改正】